

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理  
医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表 1～1202 （略） <u>1203 経腸栄養チューブ挿入追跡装置</u>	別表 1～1202 （略） (新設)